

京都市条例の読点の表記を改める条例施行規則を公布する。

令和5年4月13日

京都市長 門川大作

京都市規則第 2 号

京都市条例の読点の表記を改める条例施行規則

京都市条例の読点の表記を改める条例第1条第3号に規定する別に定める条例は、京都市非居住住宅利活用促進税条例とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(総合企画局情報化推進室)